

さいたま市内中学校生徒のいじめ申立てに関する調査報告書

令和6年3月

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会調査専門員

目次

第1	当委員会設置に至る経緯.....	- 4 -
1	当委員会設置に至る端緒.....	- 4 -
2	当該父親の申告内容.....	- 4 -
3	学校長による調査.....	- 4 -
4	さいたま市教育委員会による調査.....	- 4 -
5	第三者による調査の依頼と依頼内容.....	- 5 -
第2	当委員会の設置の目的と活動等.....	- 5 -
1	当委員会設置の目的.....	- 5 -
2	当委員会の構成員.....	- 6 -
3	活動内容	- 6 -
4	調査事項	- 7 -
5	調査方法	- 7 -
第3	調査事項①（いじめの有無）に関する当委員会の判断.....	- 8 -
1	当委員会が認定した事実.....	- 8 -
(1)	部内で「げろまち」と呼ばれていたこと.....	- 8 -
(2)	「げろどん」「げろしゃぶ」と呼ばれていたこと.....	- 9 -
(3)	当時の担任があだ名で呼ばれるところを直接見聞きしていないことは、 あだ名に関する上記認定を覆すものではないこと.....	- 9 -
(4)	あだ名に関する小括.....	- 10 -
2	当委員会が認定しなかった事実.....	- 10 -
3	その他の事実	- 11 -
(1)	認定事実の原因.....	- 11 -
(2)	自死の原因.....	- 12 -
4	評価	- 12 -
第4	調査事項②（平成19年当時の本校の生徒Aに対する対応の適否）に関する	

当委員会の判断.....	- 13 -
1 当委員会が認定した事実.....	- 14 -
2 評価	- 14 -
第5 調査事項③（生徒A側が申告した後の本校及び教育委員会の対応の適否）に 関する当委員会の判断.....	- 15 -
1 当委員会が認定した事実.....	- 15 -
2 評価	- 16 -
第6 本調査の結論	- 17 -

第1 当委員会設置に至る経緯

1 当委員会設置に至る端緒

平成29年12月、元男子生徒（以下「生徒A」という。）の父親が、元男子生徒が卒業した中学校（さいたま市立[]中学校。以下、「本校」という。）を訪れた。

生徒Aの父親は、本校に対し、元男子生徒がいじめに遭っていたのではないかと伝えた。

2 当該父親の申告内容

生徒Aの父親は、以下のように申告した。

- ・生徒Aは、平成19年当時、本校に中学1年次として在籍しており、バスケットボール部に所属していた。
- ・生徒Aは、中学1年次、同級生及び上級生複数名から、以下の嫌がらせを受けていた。

生徒Aは、同級生等から、本人が嫌がるあだ名で呼ばれていた。

部活動中、生徒Aは、取れそうにないパスを出されるなどした。

- ・生徒Aは、平成22年3月、本校を卒業した。
- ・生徒Aは、その後大学に進学するものの、平成[]年に自死をした。なお、自死の際に遺書は残されていなかった。

3 学校長による調査

平成30年1月、本校の校長が、生徒Aの父親に対し、以下のような回答をした。

- ・当時の教職員と連絡を取ったものの、部活動中の件は分からなかった。
- ・部活動内のトラブルについて、学校職員は詳細を把握していない。
- ・生徒Aに関する保護者会等は実施されていない。

4 さいたま市教育委員会による調査

平成30年5月、生徒Aの父親が、さいたま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、当時の関係者への聴取を求めた。

令和2年1月、教育委員会が、生徒Aの父親に対し、当時の教職員への聴取結果を伝えた。

令和2年2月、生徒Aの父親が、教育委員会に対し、再聴取を依頼し、令和2年6月、再調査の結果が報告された。

令和3年12月、生徒Aの父親が、本校校長に対し、いじめの有無を判断してもらいたいと伝えたところ、本校の校長は、「当時の記録がない」ことを理由に、現校長では判断できない旨回答した。

5 第三者による調査の依頼と依頼内容

令和4年6月1日、生徒Aの父親が、教育委員会に対し、いじめ重大事態として調査を行うよう求めた。

令和4年6月10日、生徒Aの父親と教育委員会が面談し、やはりいじめ重大事態として調査を行うよう求めた。

第2 当委員会の設置の目的と活動等

1 当委員会設置の目的

いじめ防止対策推進法14条3項は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができると定めている。

これを受けて、さいたま市いじめ防止対策推進条例10条に基づいて、市教育委員会は、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会を設置すると定め、その委員会の所掌事項として、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び教育委員会へのその結果の報告をするよう定めている。

当委員会は、当該条例１０条に基づいて設置されたさいたま市いじめのない学校づくり推進委員会であり、本調査報告書は、当該条例１０条２項（４）に定める教育委員会への調査結果の報告を内容とするものである。

当該法令から明らかなように、本調査は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うためのものである。当時の学校関係者や生徒等に対して民事上刑事上の責任を追及することを目的としたものではない。例えば法律上（裁判上）求められるような因果関係等をつぶさに検討するものではない。

事案を解明することにより、学校や教育委員会が同種の事態の発生を防止できるよう、切に願う次第である。

２ 当委員会の構成員

本調査を行うためにさいたま市から委嘱された調査専門委員は、以下の３名である。なお、いずれの構成員も、生徒Ａ及びその関係者並びに本校とは利害関係はない。

職	氏名	所属
座長	神尾尊礼（かみおたかひろ）	埼玉弁護士会 東京スタートアップ法律事務所
	藤本重夫（ふじもとしげお）	日本公認心理師協会 埼玉県・群馬県スクールカウンセラー
	佐々木規雄（ささきのりお）	埼玉弁護士会 大倉浩法律事務所

３ 活動内容

当委員会の活動内容は、以下のとおりである。このほかに、委員間での協議、生徒Ａの父親への報告等も適宜行った。

実施日	内容
令和４年１０月３１日	第１回調査会

令和4年11月7日	第2回調査会
令和4年12月7日	第3回調査会
令和5年1月13日	第4回調査会
令和5年3月30日	第5回調査会
令和5年4月24日	第6回調査会
令和5年4月26日	第7回調査会
令和5年5月10日	第8回調査会
令和5年12月28日	第9回調査会

4 調査事項

第1回調査会において、当委員会では何を調査するかについて議論を行った。

さいたま市からは「平成19年当時のバスケットボール部内でのいじめの有無について」に関する調査を依頼されたことを踏まえ、

①平成19年当時の生徒Aに対するバスケットボール部内でのいじめの有無（該当行為の有無、該当行為が認められた場合のいじめ該当性）

を調査することに加え、前記調査目的を踏まえ、

②平成19年当時の本校の生徒Aに対する対応の適否

③生徒A側が申告した後の本校及び教育委員会の対応の適否

を調査することとした。

5 調査方法

調査内容を判断する上で、当委員会内で協議し、可能な限り客観的資料を収集した（平成19年当時の学校要覧、クラス名簿等、主に本校から収集した。）。ただし、資料の一部は廃棄されているものもあり（当時の生徒の連絡先、教諭の連絡先等）、調査には制約があった。

そこで、当時のバスケットボール部メンバーや生徒Aと親しかったクラスメート、当時の教諭等（部顧問やスクールカウンセラーを含む。）のうち連絡先が分かる者に

加え、生徒Aの父親が連絡の取れる旧クラスメート等も聴取対象とした。聴取対象の選定に当たっても、生徒Aの父親の意見を聴きながら進めた。

まず、当時の教諭等と当時の生徒に対し、アンケートを送付し回答を求める方法で調査した。なお、アンケートの内容は、事前に生徒Aの父親に示した。

回答があった教諭等のうち、生徒Aが受けた言動に言及した者に対し、当委員会委員全員で聴取した。具体的な聴取方法は、新型コロナウイルスの流行時であったことにも鑑み、直接聴取のほか、(聴取対象者の意見も踏まえ) オンライン上での聴取も行った。

他方、生徒Aの母親は生徒Aから直接話を聞いており、可能であれば直接聴取をしたかったが、心身の疲労が大きいという生徒Aの父親の申し出を受け、直接聴取ではなく当時の日記を資料とした。

第3 調査事項①(いじめの有無)に関する当委員会の判断

1 当委員会が認定した事実

(1) 部内で「げろまち」と呼ばれていたこと

当時の生徒の1人が、以下のように話した。

- ・生徒Aがバスケットボール部を辞めた後、生徒Aから、「他の部員から嫌なあだ名で呼ばれた。」という話を聞いた。

・ [REDACTED]

[REDACTED]。

当該生徒は、生徒Aと親しく、生徒Aの理解者と考えられた。当該生徒は、中学卒業後生徒Aとは疎遠になったとのことであり、生徒Aと特段の利害関係があったとは考えにくい。また、あだ名ができ上がっていく経緯も、中学生らしいもじり方である。さらに、後述のスクールカウンセラーの述べるあだ名と類似しており、類似した複数のあだ名で呼ばれることはよくみられることであるから、両者は信用性を高め合う関係にある。

以上からすると、当該生徒が虚偽の話をすることは考えにくく、上記の話は信用できると判断した。

したがって、生徒Aが、部内において、他の部員から、「げろまち」と呼ばれていたと認定した。

(2) 「げろどん」「げろしゃぶ」と呼ばれていたこと

当時のスクールカウンセラーが、以下のように話した。

- ・当時、さいたま市に生徒Aに関する [REDACTED] (なお、さいたま市においても、保管期限が過ぎていて発見できなかった。)

- ・中学1年1学期に、生徒Aはさわやか相談室を利用していた。
- ・生徒Aは、「他の生徒から嫌なあだ名で呼ばれた。」と話していた。
- ・「嫌なあだ名」としては、生徒Aからは「げろどん」と「げろしゃぶ」を聞いた。

以上はスクールカウンセラーとして聴取したことであり、専門的客観的に聴取したと推測できるから、その話は原則として信用性は高い。「げろどん」「げろしゃぶ」は、前記「げろまち」と類似するものであり、複数の似たようなあだ名で呼ばれることはよくみられることであるから、「げろどん」「げろしゃぶ」と呼ばれていたとしても不自然ではない。

そして、前記生徒の話と信用性を高め合う関係にあるから、生徒Aが、他の生徒から「げろどん」「げろしゃぶ」と呼ばれていたと認定した。

(3) 当時の担任があだ名で呼ばれるところを直接見聞きしていないことは、あだ名に関する上記認定を覆すものではないこと

当時の担任が、以下のように話した。

- ・ [REDACTED] 生徒Aから、登校できないと言われた [REDACTED]。
- ・その理由としては、生徒Aの保護者から、「クラスメートから、嫌なあだ名で呼ば

れた。」と言われた[REDACTED]。

- ・ただし、[REDACTED]。
- ・中学1年の1学期の体育祭の日（5月か6月）、生徒Aの保護者から「息子が学校に行けない。」と電話があった。

- ・[REDACTED]
- [REDACTED]
- ・[REDACTED]
- [REDACTED]
- ・[REDACTED]

担任は自己のクラスにいじめに該当しそうな行為があったとは認めたくない立場と思われるところ、謝罪の会をさせていることから、いじめに類する行為があったと担任が当時認識していたと思われる。以上のとおり、担任の供述からは、生徒Aが何らかの理由で嫌な思いをしていたという限度で認定することとした。

その上で、担任があだ名で呼ばれているところを直接見聞きしていないことについては、前記(1)のとおり基本的には部内で呼ばれていたと思われ、クラスではあだ名で呼ばれる頻度は小さかったと思われること、中学校は担任がクラスに関わる時間は小学校と比較しても限定的であることから、スクールカウンセラー等の供述と決定的に矛盾するものではないと判断した。

以上より、生徒Aが、何らかの理由で嫌な思いをしていたと認定し、他方でスクールカウンセラー等の供述の信用性を下げるものではないと認定した。

(4) あだ名に関する小括

以上のとおり、生徒Aは、中学1年次に、バスケットボール部内において、他の部員から、「げろまち」というあだ名で呼ばれていたと認定した。また、同時期に、他の生徒から「げろどん」「げろしゃぶ」というあだ名で呼ばれていたと認定した。

2 当委員会が認定しなかった事実

「バスケットボール部内において、生徒Aが取れないようなボールをわざと投げ

られた」という事実に関しては、当時の部員や顧問の話には出てこなかった。

当該事実、仮に認定できたとしても、中学生の部活レベルでは故意か過失か区別しにくい。また、後述のいじめの定義のとおり、重要なのは「それをどう受け止めたか」であり、生徒Aがどう思ったのかについての証拠は得られなかった。

したがって、取れないようなボールをわざと投げられた事実（より正確には「わざと投げられたことで生徒Aが嫌な思いをした事実」）は、当委員会は認定しなかった。

また、前記の嫌なあだ名がクラスでも使われていたかどうかについては、担任が直接見聞きしていないことから、前記のとおりバスケットボール部内で呼ばれていた限度で認定し、クラスで使われていたかについては当委員会は認定しなかった。

3 その他の事実

前記の事実のほか、生徒Aの両親が求めるであろう以下の2点についても、当委員会では時間の限り議論をした。

(1) 認定事実の原因

生徒Aが認定事実のようなあだ名で呼ばれた原因について、生徒Aの父親は、生徒Aが運動できたので、他の部員から嫉妬されたのではないかと推測する。

当時生徒Aは身体を動かすのが好きだったこと、他のスポーツもこなしていたことなどからすると、生徒Aは経験のわりにバスケットボールがうまかった可能性がある。そうであるとすると、他の部員が嫉妬をした可能性はある。

あだ名が生じたのが中学1年の1学期という、部活が始まってすぐであったことも、このことを裏付けている。

他方、前記のとおり、名字をもじったあだ名であることや、小学校時代も何らかのいじめを遭っていた可能性があることなどを考えると、生徒Aは、バスケットボールとは関係なく攻撃対象にされやすかった可能性も残る。

検討した資料の中には、他に認定事実の原因を推測させるようなものはなく、聴取結果にも原因をうかがわせる事情は出てこなかったことから、嫉妬された可能性

はあるものの断定はできない、という結論に達した。

(2) 自死の原因

いじめと自死の因果関係については、調査事項からは外れているものの、やはり当委員会内で検討を試みた。

生徒Aの母親の日記からは、生徒Aが特定の友人に恵まれ、当該友人らが家にこもりがちな生徒Aを外に連れ出すなども多かった。

また、生徒Aの両親も、生徒Aと関わりを多く持ち、意識を外に向けようと努めている。

このように、生徒Aは、当時から友人に囲まれ、両親からも愛情をもって接されたと思われ、認定事実があった後も精神的なケアはされていたと判断した。さらに、自死は平成〇〇年であり、認定事実から〇〇年が経過していることから、認定事実と自死の間に、直接の因果関係を見出すことは難しいとの結論に達した。

他方、自死の原因は複合的なものであり、どんな些細なものでも時間をあけて影響することは知られているから、認定事実が自死に一切影響を与えていないとも認定できないと考える。

高校大学と進むにつれ、また、自死の直前にどのようなことがあったのか仔細に検討すればあるいは自死の原因は明らかになる可能性はあるが、当委員会の調査範囲を大きく超えるため、これ以上の分析は困難であると判断した。

4 評価

平成19年当時、いじめは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義されていた。平成25年のいじめ防止対策推進法以降は、さらに定義が明確化広範化され、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされた。

前記認定事実（「げろまち」等のあだ名で呼ばれていたこと）について、平成19年当時の定義に当たるかどうかを検討する（平成25年以降の定義は平成19年の定義を拡大したものと考えられるから、平成19年当時の定義に該当すれば、自ずと平成25年以降の定義にも該当することになる。）。

①「一定の人間関係のある者から」

前記認定事実は、生徒Aと同じ部活動の部員又はクラスメートからされた行為である。したがって、「一定の人間関係のある者から」の要件を満たす。

②「心理的、物理的攻撃」

前記認定事実にかかるあだ名は、一見して吐しゃ物を思わせるものであり、一般的に呼ばれたくないあだ名であると思われる。一般的に不快と思われるあだ名は、原則として「心理的攻撃」に当たると考えられる。

他方で、例えば生徒Aが当該あだ名で呼ばれることを望んでいたような極限的な事情があれば例外的に「心理的攻撃」に当たらないと解されるが、本調査ではそのような極限的な事情は一切見出せなかった。

以上からすれば、原則どおり、本件あだ名で呼ぶ行為は、「心理的攻撃」の要件を満たす。

③「精神的な苦痛を感じているもの」

前記認定のとおり、生徒Aは、他の生徒、スクールカウンセラーに対し、「嫌な」あだ名で呼ばれたと語っている。

前記のとおり当該あだ名自体が不快と思われるものであり、かつ生徒A自身も「嫌な」あだ名と表現していることから、「精神的な苦痛を感じているもの」の要件を満たすと考えられる。

以上①～③からすれば、前記認定事実（「げろまち」等のあだ名で呼ばれていたこと）は、平成19年当時の「いじめ」に該当すると判断した。

第4 調査事項②（平成19年当時の本校の生徒Aに対する対応の適否）に関する

る当委員会の判断

1 当委員会が認定した事実

当委員会は、生徒Aの父親からの聴取に基づき、反対証拠のない以下の事実を認定した（以下の日付は平成19年）。

- ・ 6月20日、生徒Aに対し、他の生徒から謝罪があり、放課後担任同席のもと生徒Aと他の生徒とで話合いの機会がもたれた。
- ・ 6月21日、生徒Aが登校できなくなる。
- ・ 7月9日、 教育相談室の教育相談員が、生徒Aの父親に対し、「大人との接し方はできるが、同世代は時間がかかる。子ども同士の中では摩擦が生じているのかな。関係づくりの不器用さがあるのではないか。」と話す。
- ・ 12月5日、教室で三者面談をした。

2 評価

当委員会では、学校においていじめについての調査が十分になされることなく、6月20日に開かれたいわゆる「謝罪の会」は、拙速であったと判断した。

「謝罪の会」は、おそらく加害生徒が、生徒Aの不登校に責任を感じ謝罪に来たことを契機に設けられたものであるが、この段階でいじめについての調査が、校内で十分に為されていたかは疑問である。前記担任の供述のように、担任はあだ名で呼ばれていたかどうかなどについて十分に確認したとも思えない。また、「謝罪の会」に参加した生徒だけで「いじめ」に関与した生徒を網羅しているのかについても、検討した形跡がみられない。

さらに、「謝罪の会」にあたり、生徒Aが謝罪を受け入れる心の準備が出来ていたかという点について、配慮があったかという点も疑問である。生徒Aは、中学に進学したばかりであり、取り巻く環境が大きく変わったこと、年齢的に将来のこと・学業のこと・部活のこと・友人とのこと・恋愛のことなど多種多様な「悩み」が想定されることなどから、まず学校としては、本人とじっくり話し合い、その心情を理解するなど丁寧な対応が必要であった。

特に生徒Aは、小学校時代にもいじめ被害を受けていたようであり、このことによって、心の傷は相応に深かったものと考えられるので尚更である。

当時の担任の話を前提にすると、本クラスは問題が多かったクラスであると推察され、本校としても生徒Aの問題にだけかかりきりになることはできなかったという事情があるように思われるが、だからこそ不十分な調査に基づいて解決を図ろうとすることは、かえって問題解決まで長期化してしまうおそれがあることを自覚すべきである。

その他、生徒間の問題のように矮小化するような発言も、不登校の息子を抱える親からみれば突き放されたように感じかねず、適切な対応とはいえないと判断した。

以上のとおり、謝罪の会は適切な対応ではなかったと判断した。

これは、調査・指導・本人の心のケアなど不十分であったことに起因しており、一連の生徒指導全体が不適切であったと考える。

第5 調査事項③（生徒A側が申告した後の本校及び教育委員会の対応の適否）

に関する当委員会の判断

1 当委員会が認定した事実

当委員会は、生徒Aの父親からの聴取に基づき、反対証拠のない以下の事実を認定した（詳細は「第1 当委員会設置に至る経緯」参照）。

- ・平成29年12月、生徒Aの父親が、本校を訪れ、いじめによって生徒Aが自死したと告げた。翌日、校長が指導2課へ連絡。法務相談を実施。
- ・平成30年1月、本校校長が、部活動中の件は分からないなどと回答した。
- ・平成30年5月、生徒Aの父親が、教育委員会に対し、再聴取を求めた。
- ・令和2年1月、教育委員会が、再聴取結果を伝えた。
- ・令和2年2月、生徒Aの父親が、教育委員会に対し、再聴取を求めた。
- ・令和2年6月、教育委員会が、再聴取結果を伝えた。

- ・令和3年12月、生徒Aの父親が、本校校長に対しいじめの有無を判断してもらいたいと伝えたところ、「当時の記録がない」ことを理由に、判断できないと回答した。
- ・令和4年6月、生徒Aの父親が、教育委員会に対し、いじめ重大事態として調査を行うよう求めた。
- ・令和4年10月、当委員会が設置された。

2 評価

平成29年3月、文科省は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を通達した。当該ガイドラインには、以下のような記載がある。

- ・自殺事案の場合・・・いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。
- ・（自殺事案の遺族に対して）学校の設置者及び学校は、必要な時間を取りながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること。
- ・学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められていること。
- ・重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、学校の設置者（教育委員会等）が主体となるかの判断を学校の設置者として行うこと。また、その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなど、調査組織の構成についても適切に判断すること。

本件においては、保護者が学校に通告した時点で、「いじめ」からすでに10年が経過しているという非常に特殊な事情がある。そうであれば、「学校として、適切に事実関係を調査」することは難しく、「地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告」した上で、保護者に寄り添いながら調査を進めるべきであった。

それにもかかわらず、生徒Aの保護者の問いに十分こたえないまま生徒Aの親側が主導となって教育委員会に報告されたことは、学校及び教育委員会としていじめ重大事態としての対応が甘かったのではないかと推測されるところである（なお、保護者から申立てがあれば、いじめ重大事態があったものとして報告調査等に当たることと、上記ガイドラインには明記されている。）。

さらに、教育委員会も、平成30年5月に生徒Aの父親から申立てを受けてから、令和4年に当委員会の設置を決めるまで、4年もの年月をかけている。

上記のとおり、申し立てられた「いじめ」から相当時間が経過していることは、調査に時間を要する理由には十分であろう。ただ、「第三者委員会を設置するのに時間を要する理由」にはならないはずである。当委員会も、この4年間で、当時の教職員の退職、死亡、元生徒の転居等があったために、調査がより一層困難になっている。

このように、生徒Aの保護者に寄り添った調査や説明がされなかったこと、教育委員会が当委員会設置まで時間をかけたことは、生徒A側との「信頼関係の構築」に勤め「寄り添いながら調査を」進めたことにはならない。

平成29年に生徒Aの父親から相談されたら直ちに調査委員会を立ち上げるべきであった。

第6 本調査の結論

以上のとおり、当委員会では、生徒Aが、中学1年次に、部内で「げろまち」等のあだ名で呼ばれていたことは「いじめ」に該当すると認定した（調査事項①）。

さらに、平成19年当時の本校の対応については、不十分な調査のまま性急に謝罪の会を開いたことなどは不適切であったと判断した（調査事項②）。

生徒A側が申告した後の本校及び教育委員会の対応についても、連携が取れておらず当委員会の設置まで時間がかかったことなどを不適切と判断した（調査事項③）。

平成25年のいじめ防止対策推進法以来、各地でいじめの認知が進み、認知件数は飛躍的に増加している。また、第三者委員会も、速やかに設置されることが増えた。

ただ、本件のように時間が経過した後の申告については、十分なノウハウが蓄積されているとはいえない。当時の教員は学校にいないし、生徒も卒業していて、アンケートを取るといった典型的な対応が取りにくい。このような場合にこそ、学校内で調査することはおよそ困難なのであって、速やかに地方公共団体の長等に報告し、速やかに第三者委員会を設置することこそ肝要である。

本件でも、平成29年に当委員会が設置されていれば、「当時の教員が定年を迎えて連絡が取りにくい」「当時の同級生がさいたま市を離れている」といった事態は少なかったはずである。

前記のとおり、本調査は関係者に罰を与えるものではなく、今後の方策を検討するためのものである。本校や教育委員会は、時間が経過した申告であっても、「手元に資料がない」などの理由で申告を排除することなく、いじめ重大事態があったものとして通常の事案よりもより一層速やかに対応いただきたい。調査の開始が遅れば、その分収集できる資料が減り、今後の方策も検討できなくなる。

生徒Aの人生は一度きりである。教育に携わる者は、1人の児童生徒、1人の保護者の思いを受け止め、速やかに対応することが求められている。

以上